

公益法人制度について

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



近年、公益法人制度が注目されています。政府は、民間が支える社会を目指して～「民による公益」を担う公益法人～との考え方から公益法人制度を拡充させてきました。そこで今月号では公益法人制度についてご説明させていただきます。

[質問]

公益法人制度とはどのような制度ですか？

[回答]

1. 新公益法人制度について

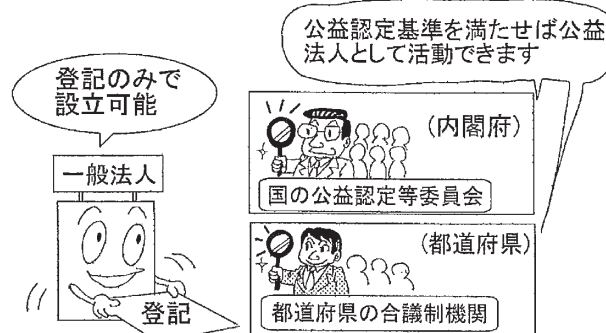
公益法人制度は、明治31年（1898年）に施行された旧民法に始まります。以来、公益法人は志のある人の集まり（社団法人）として、あるいは財産の集まり（財団法人）として、民間の公益活動の担い手たるべく大きな役割を果たしてきました

た。しかしながら、公益法人制度が制定されて以来110年以上が経過し、社会が大きく変化していく中で、明治29年当時の公益の概念で作られた制度は、多様化する社会ニーズに十分応えられなくなってきました。新公益法人制度は、このように時代に合わなくなった制度の問題点を解決し、社会が求める多様な公益活動を、民間の非営利部門が自発的に行えるよう再構築したものとして、平成20年12月に施行されました（「公益社団法人

旧制度



新公益法人制度



及び公益財団法人の認定等に関する法律」、以下「認定法」)。

新公益法人制度では、旧制度における主務官庁制が廃止され、法人の設立と公益性の判断が分離されました。法人は一般法人と公益法人に分けられますが、これらのうち一般法人は登記のみで設立することが可能となり、一般法人が公益法人を目指す際には、認定法に定められた公益認定基準を満たしていると行政庁である内閣総理大臣又は都道府県知事に認定されることが必要となります。こうした制度改革により、主務官庁制を一因とした不透明な裁量行政が解消されました。

公益認定を受けるための基準を満たしていることについての判断は、民間有識者で構成される、国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関が行います。旧制度では、主務官庁の裁量的判断によっていたことと大きな違いです。

公益認定等委員会は、公益法人の認定等を判断するため、認定法に基づき内閣府に設置された機関です。国会同意人事に基づき任命された7人の委員で構成されています(任期3年)。委員会は、平成19年4月1日に発足し、内閣総理大臣の諮問を受けて、新たな公益法人の公益認定基準に係る政令・内閣府令に関する審議を行い、同年6月15日に答申を提出しました。また、平成20年12月1日に新制度が施行されてからは、公益認定等に係る内閣総理大臣の諮問について審議し答申を行う

とともに、内閣総理大臣から委任を受け、公益法人等に対し報告を求め、公益法人等の事務所への立入検査等を実施するなど、法人の監督も行っています。

2. 法人の信頼性を保証する認定基準

<新公益法人が満たさなければならない基準>

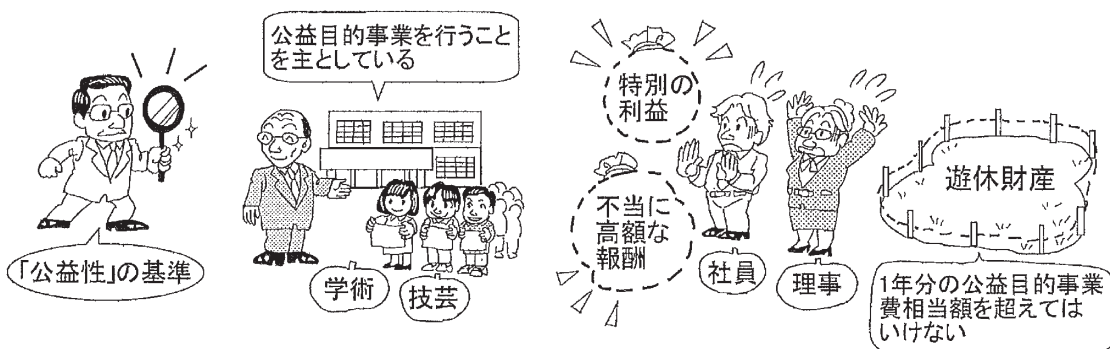
新公益法人は、不特定多数の方々の利益の増進に資するよう、新たに作られた厳格な基準が課されています(認定法第5条)。大きく分けると、①公益に資する活動をしているかという「公益性」の基準と、②公益目的事業を行う能力・体制があるかという「ガバナンス」の基準とがあります。

① 公益性～公益に資する活動をしているか～

○公益目的事業を行うことを主としていること

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。新公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益目的事業比率が50%以上であることが必要です(第1号、第8号)。

公序良俗等に反しない限り、公益目的事業以外の事業を行っても構いませんが、それによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことが必要です(第5号、第7号)。



○特定の者に特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念から見て合理性を欠くような利益や優遇のことです。新公益法人は、その事業を行うに当たって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません（第3号、第4号）。

○収支相償であると見込まれること

新公益法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません（第6号）。

○一定以上に財産をためこんでいないこと（遊休財産規制）

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけません（第9号）。

○その他（理事等の報酬等への規制、他の団体の支配への規制）

新公益法人の理事、監事等に対する報酬等については、不当に高額にならないような支給の基準を定める必要があります（第13号）。また、実態として営利活動を行うといった事態が生じないように、他の団体の意思決定に関与できる株式等の財

産を保有してはいけません（第15号）。

② ガバナンス～公益目的事業を行う能力・体制があるか～

○経理的基礎・技術的能力

公益法人が安定的かつ継続的に公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」及び「技術的能力」があることが必要です（第2号）。例えば業務を別の法人に「丸投げ」してはいけません。

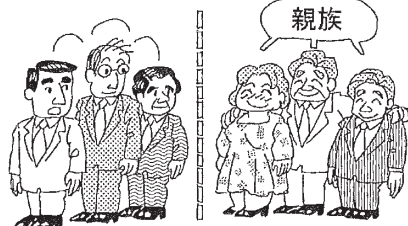
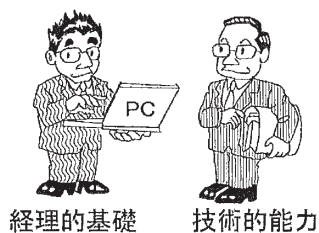
○相互に密接な関係にある理事・監事が3分の1を超えないこと

特定の利益を共通にする理事や監事が多数を占めていることにより、公益の増進に寄与するという法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれが生ずることのないよう、理事及び監事のうち、親族等、相互に密接な関係にある者の合計数は3分の1を超えてはいけません（第10号、第11号）。

○公益目的事業財産の管理について定款に定めていること

新公益法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」といいます。特に、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その管理について、必要な事項を定款で定める必要があります（第16号）。公益のために集めた財産は最後まで公益的

公益目的事業を行う能力・体制



理事及び監事のうち密接な関係の者は3分の1を超えてはならない



に消費するべきものですので、①公益認定の取消しを受けたときなどは公益目的事業財産の残額を（第17号）、②解散したときは残余財産を（第18号）、それぞれ公益目的団体等に贈与する旨、定款に定める必要があります。

○その他（会計監査人設置、社員の資格の得喪に関する条件等）（第12号、第14号）

3. 公益法人の活動を支える税制

公益法人の活動を支えていくためには寄附による支援が必要です。このため、国民の皆さんが公益法人へ寄附した場合の税制上の優遇措置を設けています。また、法人の活動を支えるため、公益法人自らへの税制上の優遇措置も設けています。

① 個人の所得控除・税額控除

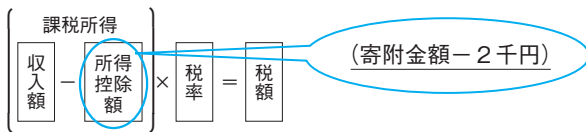
所得控除に加えて税額控除が適用される法人は、寄附者がどちらかを選択することができます。

(1) 所得控除

課税所得から（寄附金額^{*}）- 2千円）の額が控除されます。

* 所得金額の40%相当額が限度

税額 = 課税所得（収入額 - 所得控除額）× 税率



※所得控除後の金額に税額を掛けるため、所得税

率が高い高所得者の方が減税効果大きい。

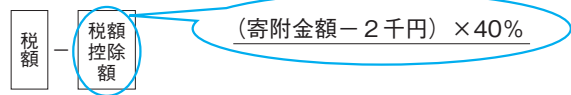
(2) 税額控除（平成23年度税制改正によって創設）

税額から（寄附金額^{*1}）- 2千円）× 40%の額が控除^{*2}）されます。

*1 寄附金額が総所得額の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額

*2 控除額は所得税額の25%が限度

税額 - 税額控除額（（寄附金額^{*1}）- 2千円）× 40%）



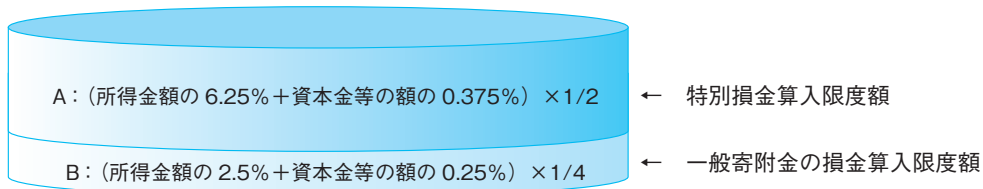
※税額を算出した後に、税率に関係なく、控除金額を控除するため、小口の寄附にも減税効果大きい。

② 法人の損金算入に係る別枠措置

会社などの法人が寄附した場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別の損金算入限度額が設けられています。（公益法人及び認定NPO法人に対する寄附金は、下記A + Bが限度額となる。）

A：特別損金算入限度額 = （所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%）の2分の1

B：一般寄附金の損金算入限度額 = （所得金額の2.5% + 資本金等の額の0.25%）の4分の1



公益法人制度には一般法人と違うさまざまな特徴があります。特徴をふまえたうえで制度のご活用をご検討ください。